

奈良県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成三十年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	休止した居宅サービスの種類	休止年月日
	名称					
医療法人 やわらぎ 会	生駒郡三郷 町立野南二 ー九ー三一	訪問看護ス テーション ピノキオ	生駒郡三郷 町立野南二 ー九ー三一	訪問看護及び介護 予防訪問看護		平成三十年 五月三十一 日